

(保 269)

令和4年1月31日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

令和4年度以降のコロナ特例の継続について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月8日以降、様々な診療報酬上のコロナ特例の措置が講じられてまいりました。

現在、中医協におきましては、令和4年度診療報酬改定の内容を協議しているところではありますが、令和4年度以降におきましても、コロナ特例の措置は引き続き実施することが了承されておりますことを、取り急ぎご連絡いたします。

概要は下記のとおりであります。

記

(1) 新型コロナウイルス感染症患者等に対する診療等について、外来、入院、在宅等において講じてきた特例的な評価（別添2参照）について、引き続き実施する。

◇ 院内トリアージ実施料、救急医療管理加算、二類感染症入院診療加算、緊急往診加算、緊急訪問看護加算、長時間訪問看護加算、個室加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算は引き続き算定できます。

※ 医科外来等感染症対策実施加算：令和3年9月末まで、6歳未満の乳幼児加算：令和4年3月末まで

(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課 事務連絡）等で示している施設基準や患者及び利用者の診療実績等の要件に

係る臨時的な取扱いを継続する。

- ◇ 定数超過入院、月平均夜勤時間数、1日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率などの取扱いです。

(3) 令和4年度診療報酬改定において、改定項目ごとに当面必要な経過措置を設けるとともに、令和2年度診療報酬改定における経過措置を終了する

- ◇ 今回改定で設定される経過措置については、後日、令和4年度診療報酬改定の概要資料でお示します。

(4) 令和4年度診療報酬改定前の施設基準のうち、1年間の実績を求めるものについて、現在講じている特例的な対応も終了する。

- ◇ 新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を割り当てられている医療機関においては、令和4年3月31日までの間、令和元年（平成31年）の実績（年度単位の実績を求めるものは令和元年度（平成31年度）の実績）を用いても差し支えないこととしていました。

(添付資料)

1. 令和4年度診療報酬改定におけるコロナ特例等に係る対応
(中医協資料抜粋(令和3年1月26日・28日 中医協総会))
2. 新型コロナ感染症への診療報酬上の主な対応について
(令和3年10月1日時点)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その26)((保189)令和2年9月1日)

① 令和4年度診療報酬改定における コロナ特例等に係る対応

第1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症患者等に対する診療等に係る外来、入院、在宅等における特例的な評価並びに新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて講じてきた患者及び利用者の診療実績等の要件に係る特例的な措置を引き続き実施する。また、令和4年度診療報酬改定において、新たな改定項目ごとに経過措置を設けることから、令和2年度診療報酬改定における経過措置を終了する。

第2 具体的な内容

1. 新型コロナウイルス感染症患者等に対する診療等について、外来、入院、在宅等において講じてきた特例的な評価について、引き続き実施する。
2. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）等で示している施設基準や患者及び利用者の診療実績等の要件に係る臨時的な取扱いを継続する。
3. 令和4年度診療報酬改定において、改定項目ごとに当面必要な経過措置（※1）を設けるとともに、令和2年度診療報酬改定における経過措置を終了する。

（※1）具体的な経過措置の内容は各改定項目の内容を参照のこと。

4. 令和4年度診療報酬改定前の施設基準等のうち、1年間の実績を求めるものについて、現在講じている特例的な対応（※2）も終了する。

（※2）新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間、令和元年（平成31年）の実績（年度単位の実績を求めるものについては、令和元年度（平成31年度）の実績）を用いても差し支えないこととしている。

新型コロナウイルス感染症への診療報酬上の主な対応について

令和3年10月1日時点

〔一次補正以降〕	〔二次補正以降〕	〔令和2年9月15日予備費以降〕	〔令和3年8月27日予備費以降〕
(R2.4/18～) 重症患者 特定集中治療室管理料等を 2倍 (8,448～28,422点)	(R2.5/26～) 重症患者 (専用病床の確保) 特定集中治療室管理料等を 3倍 (12,672～42,633点)	(R2.9/15～) 重症患者 (同左)	(R3.8/27～) 重症患者 (同左)
中等症患者 救急医療管理加算を 2倍 (1,900点)	中等症患者 (専用病床の確保) 救急医療管理加算を 3倍 (2,850点)	中等症患者 中等症Ⅱ以上 の患者は 救急医療管理加算を 5倍 (4,750点)	中等症患者 救急医療管理加算を、 入院加療の必要な患者は 4倍 (3,800点) 中等症Ⅱ以上 の患者は 6倍 (5,700点)

(令和2年4月8日～)

- **新型コロナへの感染を疑う患者**に、必要な感染予防策を講じた上で実施される**外来診療**で、**院内トリアージ実施料(300点/回)**を算定できることとした。
- **入院を要する新型コロナ患者**について、**救急医療管理加算(950点/日)**、及び**二類感染症入院診療加算(250点/日)**を算定できることとした。

(令和2年4月18日～)

- 医療従事者の感染リスクを伴う診療を評価し、人員配置に応じ、**二類感染症患者入院診療加算に相当する加算を2～4倍**算定できることとした。

(令和2年12月15日～)

- **6歳未満の乳幼児**に対し、感染予防策を講じた上で外来診療等を実施した場合、**医科100点、歯科55点、調剤12点を算定できることとした。**(令和3年10月～**令和4年3月末まで**については、**医科50点、歯科28点、調剤6点**とした。)

- **新型コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者**を受け入れた医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で入院診療を行った場合の評価を**3倍に引き上げた**。*これまでの臨時特例二類感染症患者入院診療加算(1倍)250点→今回の見直し(3倍)750点

(令和3年1月22日～)

- **新型コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者**について、**救急医療管理加算(950点)**を最大90日間算定できることとした。

(令和3年2月26日～)

- 自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に往診・訪問看護を緊急に実施した場合に、それぞれ、**緊急往診加算(325～850点)**、**緊急訪問看護加算(2,650円)**を算定できることとした。

(令和3年4月1日～)

- **全ての患者の診療等**について特に手厚い感染症対策を要することを勘案して**医科外来等感染症対策実施加算5点**を算定できることとした。**(令和3年9月末まで)**
- **新型コロナ患者への歯科治療を延期が困難**で実施した場合については、**298点を算定できることとした。**

(令和3年5月11日～)

- **新型コロナ感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者**に対して、個室で入院医療を行った場合に、**個室加算(300点)**を算定できることとした。

(令和3年7月30日～)

- 自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して往診・訪問診療又は訪問看護を実施した場合、それぞれ、**救急医療管理加算(950点)**、**長時間訪問看護加算(5,200円)**を算定できることとした。***長時間訪問看護加算は8月4日～**

(令和3年8月16日～)

- 自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対して電話等を用いた初診・再診を行った場合に**二類感染症患者入院診療加算(250点)**を算定できることとした。

(令和3年8月27日～)

- **新型コロナに感染した妊産婦**について、**ハイリスク妊娠管理加算を21日目以降**、**ハイリスク分娩管理加算を9日目以降**も算定できることとした。

(令和3年9月28日～)

- **自治体HPで公表された診療・検査医療機関**が、**新型コロナへの感染を疑う患者**に、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、**院内トリアージ実施料(300点/回)**とは別に**二類感染症患者入院診療加算(250点/日)**を算定できることとした。**(令和4年3月末まで)**

- **新型コロナ患者の外来診療**について、**ロナブリーブ投与**を行った場合は**救急医療管理加算の3倍(2,850点)**、その他の場合は**当該加算(950点)**を算定できることとした。

- 自宅・宿泊療養中の新型コロナ患者に対する**往診**について、**ロナブリーブ投与**を行った場合は**救急医療管理加算の5倍(4,750点)**、その他の場合は**当該加算の3倍(2,850点)**を算定出来ることとした。**緊急に訪問看護**を行った場合は**長時間訪問看護加算の3倍(15,600円)**を算定できることとした。